

# 資料1

## 2 報告事項（令和2年6月1日から12月31日まで）

### （1）文化財保護関係事業について

#### ① 令和2年度事業について

- ・国史跡 伊賀国庁跡保存整備事業(国補助)
- ・重無民 上野天神祭のダンジリ行事 民俗文化財伝承・活用等事業(国補助)
- ・重文 町井家住宅主屋・書院 防災設備保守点検事業(国補助)
- ・重文 猪田神社本殿 防災施設整備（建造物）（防災施設等）事業(国補助)
- ・重文 高倉神社本殿ほか2棟 防災施設整備（建造物）（防災施設等）事業(国補助)
- ・県指定 春日神社拝殿保存修理事業(県補助)
- ・市指定 常福寺鳳凰彫刻保存修理事業（市補助）
- ・国登録 長谷園主屋茅葺屋根差し替え事業

### （2）埋蔵文化財保護関係事業について

#### ①本調査

No.	調査日	遺跡名	所在地	申請者	事業内容	調査内容	調査結果
1	R2/11/24～	上野城跡	上野丸之内（成瀬平馬家）	伊賀市	施設建設	470㎡を調査中	礎石建物跡、土坑等検出

#### ②試掘調査

No.	調査日	遺跡名	所在地	申請者	事業内容	調査内容	調査結果
1	R2. 7/20, 21	上野城跡	上野丸之内（成瀬平馬家）	伊賀市	施設建設	試掘坑48.12㎡	礎石、土坑検出（本発掘へ）
2	R2. 9. 28	苗子館跡	服部町	企業	宅地造成	試掘坑24㎡	遺構・遺物なし 遺跡隣接地とみられる。

#### ③ 立会調査

No.	調査日	遺跡名	所在地	申請者	事業面積	調査内容	調査結果
1	R2. 6/8, 12	八幡遺跡	長田	個人	725.41㎡	車庫建設	掘削部狭小で遺構判別はできなかつたが須恵器甕の体部（平安か）が出土した。
2	R2. 6. 15	服部六郎時貞館跡	服部	個人	90㎡	個人住宅建設	遺構・遺物なし
3	R2. 7/27, 11/6	六地藏B遺跡	伊勢路	個人	498㎡	個人住宅建設	土師器小片が出土（基礎底浅の為、遺構は不明）
4	R2. 8/25, R3. 1/15	上野城跡	丸之内	個人	457.49㎡	個人住宅建設	遺構・遺物なし
5	R2. 9. 1	西明寺遺跡	西明寺	個人	87㎡	倉庫建設	遺構・遺物なし
6	R2. 9. 23	西明寺遺跡	西明寺	個人	575㎡	水道管理設	遺構・遺物なし

### （3）指定文化財の現状変更等について

#### 1 国指定文化財の現状変更等

##### ①有形文化財

名称	指定の別	届出（申請）内容	届出（申請）者	指定文化財の場所	届出（申請）日	許可（受理）日	完了日	届出（申請）事由
更科紀行	書跡・典籍・古文書	所在の場所の変更 届出	伊賀市	上野恵美須町1689番地	R2. 4. 20	R2. 6. 24		実際の所在場所に誤りがあったため。

##### ②史跡名勝天然記念物

名称	指定の別	届出（申請）内容	届出（申請）者	指定文化財の場所	届出（申請）日	許可（受理）日	完了日	届出（申請）事由
オオサンショウウオ	特別天然記念物	現状変更等 申請	三重県環境事業保全団	上阿波	R2. 6. 19	R2. 6. 19		生息状況調査のため。

オオサンショウウオ	特別天然記念物	滅失届	川上ダム	青山羽根	R2. 6. 26	R2. 6. 26	-	2 個体確認
オオサンショウウオ	特別天然記念物	現状変更等申請	三重県	青山羽根、阿保、猿野他	R2. 7. 1	R2. 7. 1		生息状況調査のため。
オオサンショウウオ	特別天然記念物	滅失届	川上ダム	青山羽根	R2. 7. 2	R2. 7. 2	-	1 個体確認
オオサンショウウオ	特別天然記念物	滅失届	川上ダム	青山羽根	R2. 7. 16	R2. 7. 16	-	1 個体確認
オオサンショウウオ	特別天然記念物	滅失届	川上ダム	青山羽根	R2. 7. 21	R2. 7. 21	-	1 個体確認
オオサンショウウオ	特別天然記念物	滅失届	川上ダム	青山羽根	R2. 8. 5	R2. 8. 5	-	1 個体確認
オオサンショウウオ	特別天然記念物	滅失届	川上ダム	青山羽根	R2. 8. 20	R2. 8. 20	-	2 個体確認
オオサンショウウオ	特別天然記念物	滅失届	川上ダム	種生	R2. 9. 11	R2. 9. 11	-	1 個体確認
オオサンショウウオ	特別天然記念物	現状変更等申請	水と緑の会	種生	R2. 7. 31	R2. 7. 31	R2. 9. 2	観察会実施のため。
上野城跡	史跡	現状変更等申請	伊賀市	上野丸之内	R2. 4. 20	R2. 4. 20	R2. 10. 10	仮足場設置のため。
上野城跡	史跡	現状変更等申請	伊賀市	上野丸之内	R2. 2. 26	R2. 4. 17	R2. 8. 7	園路整備のため。
上野城跡	史跡	現状変更等申請	伊賀市	上野丸之内	R2. 5. 20	R2. 5. 20	R2. 10. 31	測量事業のため。 (基準点設置)
旧崇広堂	史跡	修理届出	伊賀市	上野丸之内	R2. 8. 19	R2. 8. 19	-	表門出格子損傷・講堂腰高障子格子経年劣化のため。
城之越遺跡	名勝及び史跡	現状変更等申請	伊賀市	比土	R2. 9. 1	R2. 9. 1		庭園活用事業のため。
上野城跡	史跡	現状変更等申請	伊賀市	上野丸之内	R2. 9. 11	R2. 9. 11	R2. 11. 9	菊花展ブース設置のため。
上野城跡	史跡	現状変更等申請	伊賀市	上野丸之内	R2. 10. 20	R2. 10. 20		電柱入替工事のため。
上野城跡	史跡	現状変更等申請	伊賀市	上野丸之内	R2. 11. 30	R2. 11. 30	R2. 12. 22	高石垣雑木伐採作業のため。
上野城跡	史跡	現状変更等申請	伊賀市	上野丸之内	R2. 12. 23	R2. 12. 23		国体イベントブース設置のため。
上野城跡	史跡	現状変更等申請	伊賀市	上野丸之内	R2. 12. 25	R2. 12. 25		生垣補修のため。

③特別天然記念物オオサンショウウオの現状変更（一時捕獲及び移動）について

届出（申請）者	申請先（場所）	届出（申請日）日	許可（受理）日	完了日	届出（申請）事由
川上ダム	前深瀬川（青山羽根）他	H26. 10. 25	H26. 11. 20		川上ダム建設事業
三重県	比自岐川（栢川）他	R1. 11. 28	R1. 12. 20		比自岐川災害復旧工事他
企業	封戸谷川（上阿波）	R1. 12. 19	R2. 1. 17	R2. 5. 14	モノレール設置工事
伊賀市	床並川（高尾）	R1. 12. 25	R2. 1. 17	R2. 4. 30	床並川左岸河川災害復旧工事
川上ダム	川上川（種生）	R2. 1. 9	R2. 3. 19		ダム流入水バイパス建設工事
伊賀市	木津川（上林、下神戸）	R2. 3. 2	R2. 3. 19	R2. 7. 30	三郷井堰水路復旧工事、新田井堰水路復旧工事
川上ダム	前深瀬川（阿保）	R2. 6. 5	R2. 7. 17	R2. 10. 12	川上ダム建設工事の付帯工事
国	三谷川（青山羽根）	R2. 7. 1	R2. 8. 18		三谷川流路工改修等工事
三重県	比自岐川（比自岐）他	R2. 7. 1	R2. 8. 18		比自岐川河川維持修繕工事他

伊賀市	木津川（上林）	R2. 7. 30	R2. 9. 18		三郷井堰水路復旧工事
川上ダム	前深瀬川（川上）	R2. 8. 24	R2. 9. 18		前深瀬川左岸斜面対策工事として、グラウンドアンカー工のボーリングマシンの仮設足場設置
伊賀市	諸木川（諸木）	R2. 9. 2	R2. 9. 18		諸木川右岸河川災害復旧工事
伊賀市	八升田川（猿野）	R2. 10. 6	R2. 11. 20		八升田川浚渫工事
川上ダム	前深瀬川（川上）	R2. 10. 23	R2. 12. 18		土砂採取地整備工事、人口巣穴設置工事

## 2 県指定文化財の現状変更等

### ①有形文化財

名称	指定の別	届出（申請）者	届出（申請）内容	指定文化財の場所	届出（申請）日	許可（受理）日	完了日	届出（申請）事由
旧三重県第三尋常中学校校舎附正門	建造物	三重県立上野高等学校長	現状変更等申請	上野丸之内	R2. 6. 15	R2. 6. 18	R2. 7. 3	雨漏り・内壁破損のため。
旧三重県第三尋常中学校校舎附正門	建造物	三重県立上野高等学校長	現状変更等申請	上野丸之内	R2. 6. 19	R2. 6. 22	R2. 7. 6	雨漏りのため。
入交家住宅主屋	建造物	伊賀市	現状変更等申請	上野相生町	R2. 7. 10	R2. 7. 16	R3. 1. 6	雨漏りのため。
入交家住宅主屋	建造物	伊賀市	現状変更等申請	上野相生町	R2. 7. 14	R2. 7. 17	R2. 11. 5	土塀等修理のため。
入交家住宅主屋	建造物	伊賀市	現状変更等申請	上野相生町	R2. 10. 23	R2. 10. 29	R3. 1. 6	応急措置のため。
木造薬師如来坐像	彫刻	見徳寺	所在の場所の変更届出	東京国立博物館	R2. 11. 14	R2. 12. 11		展覧会出品のため。
木造聖観音菩薩立像	彫刻	廣禅寺	所在の場所の変更届出	上野徳居町	R2. 12. 7	R2. 12. 17	R2. 12. 21	本堂建て替え完了のため。

### ②史跡名勝天然記念物

名称	指定の別	届出（申請）内容	届出（申請）者	指定文化財の場所	届出（申請）日	許可（受理）日	完了日	届出（申請）事由
奥山愛宕神社のブナ原生林	天然記念物	滅失（き損）届出	奥山愛宕神社	勝地	R2. 8. 4	R2. 8. 4	-	枝の折損多数等のため。
城之越遺跡	史跡	現状変更等申請	伊賀市	比土	R2. 9. 1	R2. 9. 1		庭園活用事業のため。

## 3 市指定文化財の現状変更等

### ①有形文化財

名称	指定の別	届出（申請）者	届出（申請）内容	指定文化財の場所	届出（申請）日	許可（受理）日	完了日	届出（申請）事由
成瀬平馬家長屋門	建造物	伊賀市	現状変更等許可申請	上野丸之内	R1. 9. 10	R1. 9. 10	R2. 7. 1	保存整備のため。
鳳凰彫刻・木鼻・墓股うち鳳凰彫刻	彫刻	常福寺	現状変更等許可申請	愛知県尾張旭市	R2. 4. 15	R2. 4. 15		解体修理のため。
伊賀文化産業城	建造物	公益財団法人伊賀文化産業協会	修理届出	上野丸之内	R2. 4. 20	R2. 4. 20	R2. 10. 10	台風による毀損箇所の復旧のため。
旧上野市庁舎	建造物	伊賀市	現状変更等許可申請	上野丸之内	R2. 4. 27	R2. 4. 27	R2. 5. 14	玄関表示板撤去のため。

伊賀文化産業城	建造物	公益財団法人伊賀文化産業協会	修理届出	上野丸之内	R2. 7. 17	R2. 7. 17	R2. 10. 10	部分的な屋根瓦修復のため。
---------	-----	----------------	------	-------	-----------	-----------	------------	---------------

## ②史跡名勝天然記念物

名称	指定の別	届出(申請)内容	届出(申請)者	指定文化財の場所	届出(申請)日	許可(受理)日	完了日	届出(申請)事由
入交家	史跡	現状変更等申請	伊賀市	上野相生町	R2. 7. 16	R2. 7. 16	R2. 11. 5	土塀等修理のため。
芭蕉翁生家	史跡	現状変更等申請	伊賀市	上野赤坂町	R2. 10. 1	R2. 10. 1		保存修理のため。
菩提寺跡	史跡	所有者の氏名、名称、住所等の変更	個人	荒木	R2. 11. 5	R2. 11. 5		所有者変更のため。

## (4) 調査について

### 1 有形文化財の調査等について

指定の別	名称等	場所	実施日	出席者	内容
市指定有形文化財	(建造物) 藤堂家所縁 御殿の門	上野丸之内	R2. 6. 4	保護審・事務局	状況調査
市指定有形文化財	(建造物) 藤堂家所縁 御殿の門	上野丸之内	R2. 6. 9	保護審・事務局	状況調査
重要文化財	(建造物) 町井家住宅 主屋・書院	柘川	R2. 6. 16	文建協・県教委・事務局	現状調査
県指定有形文化財	(建造物) 広禅寺輪蔵	上野徳居町	R2. 6. 16	県教委・事務局	現状調査
国登録有形文化財	(建造物) 福岡醤油店	島ヶ原	R2. 6. 17	保護審・事務局	現状調査
県指定有形文化財	(工芸品) 梵鐘	山出(勝因寺)	R2. 6. 18	事務局	現状確認
重要文化財	(建造物) 猪田神社本殿	猪田	R2. 6. 22	事務局	工程会議
市指定有形文化財	(歴史資料) 法華経塔	服部町	R2. 6. 26	県教委・事務局	現地調査
県指定有形文化財	(建造物) 春日神社拜殿	川東	R2. 6. 29	県教委・事務局	建設委員会
重要文化財	(建造物) 町井家住宅 主屋・書院	柘川	R2. 7. 9	事務局	現状調査
市指定有形文化財	(建造物) 伊賀文化産業城	上野丸之内	R2. 7. 22	保護審・事務局	修理状況確認
市指定有形文化財	(彫刻) 鳳凰彫刻・木鼻・墓股	古郡	R2. 7. 27	事務局	修理状況報告
重要文化財	(建造物) 猪田神社本殿	猪田	R2. 7. 28	事務局	工程会議
県指定有形文化財	(建造物) 春日神社拜殿	川東	R2. 7. 29	県教委・事務局	工程会議
県指定有形文化財	(彫刻) 木造多門天立像	島ヶ原	R2. 7. 31	事務局	現状確認
県指定有形文化財	(彫刻) 木造広目天立像	島ヶ原	R2. 7. 31	事務局	現状確認
重要文化財	(彫刻) 木造五大明王像	古郡	R2. 8. 19	事務局	現状確認
未指定	(彫刻) 古山地蔵ノ本地蔵石仏	鍛冶屋	R2. 8. 27	事務局	現状確認

県指定有形文化財	(建造物)	春日神社拝殿	川東	R2. 9. 2	県教委・事務局	工程会議、現場確認
未指定	(彫刻)	木造十一面観音菩薩坐像	高尾	R2. 9. 5	保指委・事務局	現状確認
重要文化財	(建造物)	猪田神社本殿	猪田	R2. 9. 7	事務局	工程会議
未指定	(工芸品)	絵画 襖絵 衝立 巻物	上野寺町(大超寺)	R2. 9. 10	保指委・事務局	現状確認
県指定有形文化財	(建造物)	広禅寺輪藏	上野徳居町	R2. 9. 16	事務局	現状確認
重要文化財	(建造物)	猪田神社本殿	猪田	R2. 9. 25	事務局	現状確認
市指定有形文化財	(彫刻)	鳳凰彫刻・木鼻・墓 股	尾張旭市	R2. 9. 28	事務局	修理状況確認
県指定有形文化財	(建造物)	春日神社拝殿	川東	R2. 10. 7	県教委・事務局	工程会議
重要文化財	(建造物)	猪田神社本殿	猪田	R2. 10. 8	事務局	現状確認
市指定有形文化財	(建造物)	極楽寺本堂 他	甲野(極楽寺)	R2. 10. 12	事務局	現地調査
未指定	(建造物)	伊勢慶	阿保	R2. 10. 14	事務局	現地調査
重要文化財	(建造物)	高倉神社本殿他2棟	西高倉	R2. 10. 21	県教委・事務局	工程会議
市指定有形文化財	(建造物)	極楽寺本堂	甲野(極楽寺)	R2. 11. 11	保護審・事務局	現地調査
市指定有形文化財	(彫刻)	木造四天王立像	甲野(極楽寺)	R2. 11. 11	保護審・事務局	現地調査
市指定有形文化財	(工芸品)	梵鐘	甲野(極楽寺)	R2. 11. 11	保護審・事務局	現地調査
未指定	(建造物)	山門	甲野(極楽寺)	R2. 11. 11	保護審・事務局	現地調査
未指定	(彫刻)	仁王立像	甲野(極楽寺)	R2. 11. 11	保護審・事務局	現地調査
市指定有形文化財	(彫刻)	木造大日如来坐像 (胎蔵界)	甲野(極楽寺)	R2. 11. 11	保護審・事務局	現地調査
市指定有形文化財	(彫刻)	木造大日如来坐像 (金剛界)	甲野(極楽寺)	R2. 11. 11	保護審・事務局	現地調査
未指定	(彫刻)	如意輪観音像	甲野(極楽寺)	R2. 11. 11	保護審・事務局	現地調査
市指定有形文化財	(彫刻)	木造狛犬	下柘植	R2. 11. 11	事務局	現状確認
未指定	(彫刻)	木造狛犬	山畑	R2. 11. 11	事務局	現状確認

重要文化財	(建造物)	高倉神社本殿他2棟	西高倉	R2.11.13	事務局	現地確認
重要文化財	(建造物)	猪田神社本殿	猪田	R2.11.13	事務局	現状確認
未指定	(建造物)	旧本陣・御茶屋	島ヶ原	R2.11.14	伊賀ヘリテージの 会・事務局	現地調査
重要文化財	(建造物)	猪田神社本殿	猪田	R2.11.21	事務局	現状確認
市指定有形文化財	(彫刻)	木造狛犬	下柘植	R2.11.27	事務局	現状確認
未指定	(建造物)	伊賀焼窯	丸柱	R2.11.29	伊賀ヘリテージの 会・事務局	現地調査
県指定有形文化財	(建造物)	春日神社拝殿	川東	R2.12.2	県教委・事務局	工程会議
重要文化財	(建造物)	高倉神社本殿他2棟	西高倉	R2.12.8	県教委・事務局	工程会議
県指定有形文化財	(建造物)	春日神社拝殿	川東	R2.12.16	県教委・事務局	建設委員会
未指定	(工芸品)	伊賀焼	丸柱	R2.12.20	事務局	現状確認
県指定有形文化財	(彫刻)	木造聖観音菩薩立像	上野徳居町	R2.12.21	県教委・事務局	現状確認

## 2 民俗文化財の調査等について

指定の別		名称等	場所	実施日	出席者	内容
市指定	有形民俗文化財	菅原神社 算額	上野東町	R2.6.5	事務局	修復調査
市指定	有形民俗文化財	菅原神社 算額	上野東町	R2.6.15	保護審・事務局	修復調査
市指定	有形民俗文化財	菅原神社 算額	上野東町	R2.6.25	事務局	修復調査
重要無形民俗文化財	ユネスコ無形文化遺産	上野天神祭のダンジリ行事	京都市	R2.6.29	天神審・事務局	福居町前水引幕監修
重要無形民俗文化財	ユネスコ無形文化遺産	上野天神祭のダンジリ行事	伊賀市役所	R2.7.2	天神審・事務局	福居町前水引幕等審議会
重要無形民俗文化財	ユネスコ無形文化遺産	上野天神祭のダンジリ行事	上野相生町	R2.8.2	事務局	相生町悪鬼衣装調査
重要無形民俗文化財	ユネスコ無形文化遺産	上野天神祭のダンジリ行事	上野紺屋町、相生町	R2.9.1	天神審・事務局	紺屋町先達衣装完成検査、相生町悪鬼衣装調査
重要無形民俗文化財	ユネスコ無形文化遺産	上野天神祭のダンジリ行事	だんじり会館	R2.9.4	事務局	鍛冶町楼車揺れ計測調査
市指定	有形民俗文化財	菅原神社 算額	上野東町	R2.9.16	事務局	修復調査

重要無形民俗文化財	ユネスコ無形文化遺産	上野天神祭のダンジリ行事	上野中町、だんじり会館	R2.9.25	天神審・事務局	中町楼車補強調査、福居町楼車・西町楼車調査
重要無形民俗文化財	ユネスコ無形文化遺産	上野天神祭のダンジリ行事	京都市	R2.10.1	天神審・事務局	福居町前水引幕監修
重要無形民俗文化財	無形民俗文化財	勝手神社の神事踊	山畑	R2.10.11	保護審・事務局	祭礼調査
重要無形民俗文化財	ユネスコ無形文化遺産	上野天神祭のダンジリ行事	京都市	R2.10.13	天神審・事務局	福居町前水引幕等審議会
重要無形民俗文化財	ユネスコ無形文化遺産	上野天神祭のダンジリ行事	上野鍛冶町、福居町	R2.10.24	事務局	鍛冶町楼車揺れ計測調査、福居町楼車前水引幕採寸調査
重要無形民俗文化財	ユネスコ無形文化遺産	上野天神祭のダンジリ行事	上野向島町、徳居町、中町	R2.10.25	天神審・事務局	向島町楼車屋根調査、徳居町太鼓台車輪等調査、中町楼車揺れ計測調査
市指定	有形民俗文化財	菅原神社 算額	上野東町	R2.11.2	事務局	修復調査
県指定	無形民俗文化財	敢国神社の獅子舞	一之宮	R2.12.5	事務局	祭礼調査
重要無形民俗文化財	ユネスコ無形文化遺産	上野天神祭のダンジリ行事	京都市	R2.12.15	天神審・事務局	福居町前水引幕監修
市指定	有形民俗文化財	菅原神社 算額	上野東町	R2.12.21	保護審・事務局	修復協議

### 3 記念物(史跡・名勝・天然記念物)の調査等について

指定の別		名称等	場所	実施日	出席者	内容
県指定	天然記念物	西沢のノハナショウブ群落	西之澤	R2.6.2	事務局	生息地管理
県指定	天然記念物	西沢のノハナショウブ群落	西之澤	R2.6.4	事務局	生息地管理
県指定	天然記念物	西沢のノハナショウブ群落	西之澤	R2.6.9	事務局	生息地管理
国指定	特別天然記念物	オオサンショウウオ	青山羽根	R2.6.12	事務局	緊急保護
県指定	天然記念物	西沢のノハナショウブ群落	西之澤	R2.6.16	事務局	生息地管理
県指定	天然記念物	西沢のノハナショウブ群落	西之澤	R2.6.17	事務局	生息地管理
国指定	特別天然記念物	オオサンショウウオ	青山羽根	R2.6.24	事務局	緊急保護
市指定	天然記念物	杉(八幡杉)	治田	R2.7.13	事務局	現地確認
県指定	天然記念物	奥山愛宕神社のブナ原生林	勝地	R2.8.1	事務局	現地確認
県指定	天然記念物	奥山愛宕神社のブナ原生林	勝地	R2.8.3	事務局	現地確認

国指定	特別天然記念物	オオサンショウウオ	富永	R2. 8. 7	事務局	緊急保護
国指定	史跡	上野城跡	上野丸之内	R2. 8. 19	事務局	現地確認
国指定	史跡	伊賀国庁跡	坂之下	R2. 8. 19	事務局	現地確認
市指定	天然記念物	杉（八幡杉）	治田	R2. 8. 27	事務局	現地確認
市指定	史跡	菩提寺跡	荒木	R2. 8. 28	事務局	現地確認
国指定	特別天然記念物	オオサンショウウオ	高尾	R2. 8. 31	事務局	緊急保護
市指定	史跡	菩提寺跡	荒木	R2. 9. 1	事務局	現地確認
市指定	史跡	菩提寺跡	荒木	R2. 9. 8	事務局	現地確認
国指定	史跡	伊賀国庁跡	坂之下	R2. 9/7, 8, 9, 11, 18, 10/26, 11/25	事務局	史跡整備に伴う立会
国指定	特別天然記念物	オオサンショウウオ	川上ダム	R2. 9. 25	事務局	現地確認
国指定	史跡	上野城跡	上野丸之内	R2. 12. 7	保護審・事務局	高石垣確認
未指定	天然記念物	希少植物	上野丸之内	R2. 12. 7	保護審・事務局	現地確認
国指定	特別天然記念物	オオサンショウウオ	上阿波	R2. 12. 9	事務局	緊急保護
国指定	史跡	長楽山廃寺跡	西明寺	R2. 12. 9	事務局	現地確認
国指定	史跡	伊賀国分寺跡	西明寺	R2. 12. 18	事務局	草刈り



国史跡 伊賀国庁跡保存整備事業（国補助）

- ・平成 30 年度 基本設計
- ・令和元年度 実施設計
- ・令和 2 年度 保存整備工事（1 年目）：土砂搬入・造成ほか



福居町楼車



### 1. 保存整備事業について

伊賀市坂之下に所在する伊賀国府跡は、古代伊賀国の役所跡です。平成3～6(1991～1994)年度にかけて実施された柘植川北岸の圃場整備事業に伴う発掘調査によって、規則的に配置された奈良時代末から平安時代にかけての大型建物群が見つかり、伊賀国府跡の中心建物群であるとの評価を得て、平成21(2009)年7月、律令制下における下国の国府跡の実態を示す事例として地元の理解を得て国史跡に指定されました。

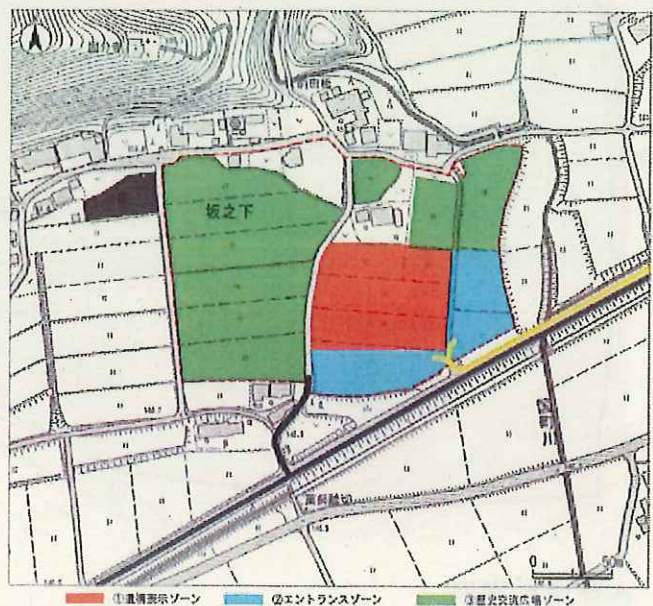
指定後、『史跡伊賀国府跡保存管理計画』(2012年)と『史跡伊賀国府跡保存整備活用基本計画』(2016年)を作成し、適正に保存・管理するとともに、良好に残される地下遺構を可視化し、歴史を学ぶ史跡公園として整備していくこととなりました。

平成30年度・令和元年度には、遺跡表示ゾーンとエントランスゾーンの一部(伊賀国府跡の中心部分が残る政庁域とその南側)の整備を実施していくため、専門家や地元の意見を聞きながら史



▲伊賀国府跡 空中写真(南から)

※圃場整備事業前



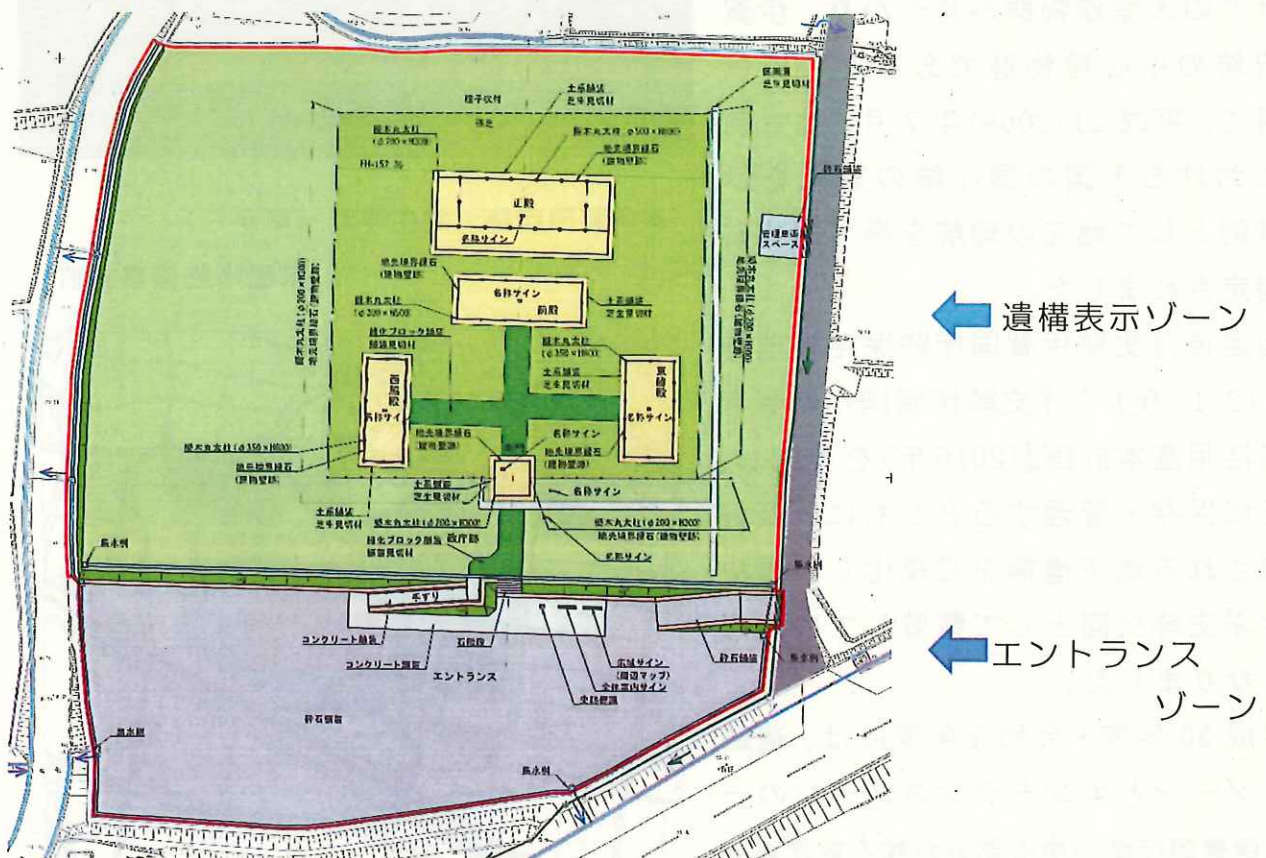
▲史跡指定地内の区分図

跡伊賀国庁跡保存整備事業の基本設計と実施設計を策定し、史跡伊賀国庁の保存整備事業を進めています。

## 2. 整備について

保存整備事業を進めている遺構表示ゾーンは、<sup>せいちょういき</sup>政庁域と呼ばれる役所の中心的な建物群が見つかったところです。政庁域は一辺が40m強四方で、<sup>せいでん</sup>正殿や<sup>わきでん</sup>脇殿といった建物が「品」字状に見つかっています。これらの建物群は奈良時代末から平安時代のもので、建物の規模や配置の変遷から大きく4時期に分かれます。

史跡伊賀国庁跡保存整備事業では、正殿のほか<sup>ぜんでん</sup>前殿や脇殿・南門があり、政庁域を画する板塀や溝など、最も明確で整然とした遺構が確認された2期（平安時代前期：9世紀代）の姿を整備します。事業期間は本年度から令和6（2024）年度の予定です。



▲整備計画図

### 3. 整備工事について

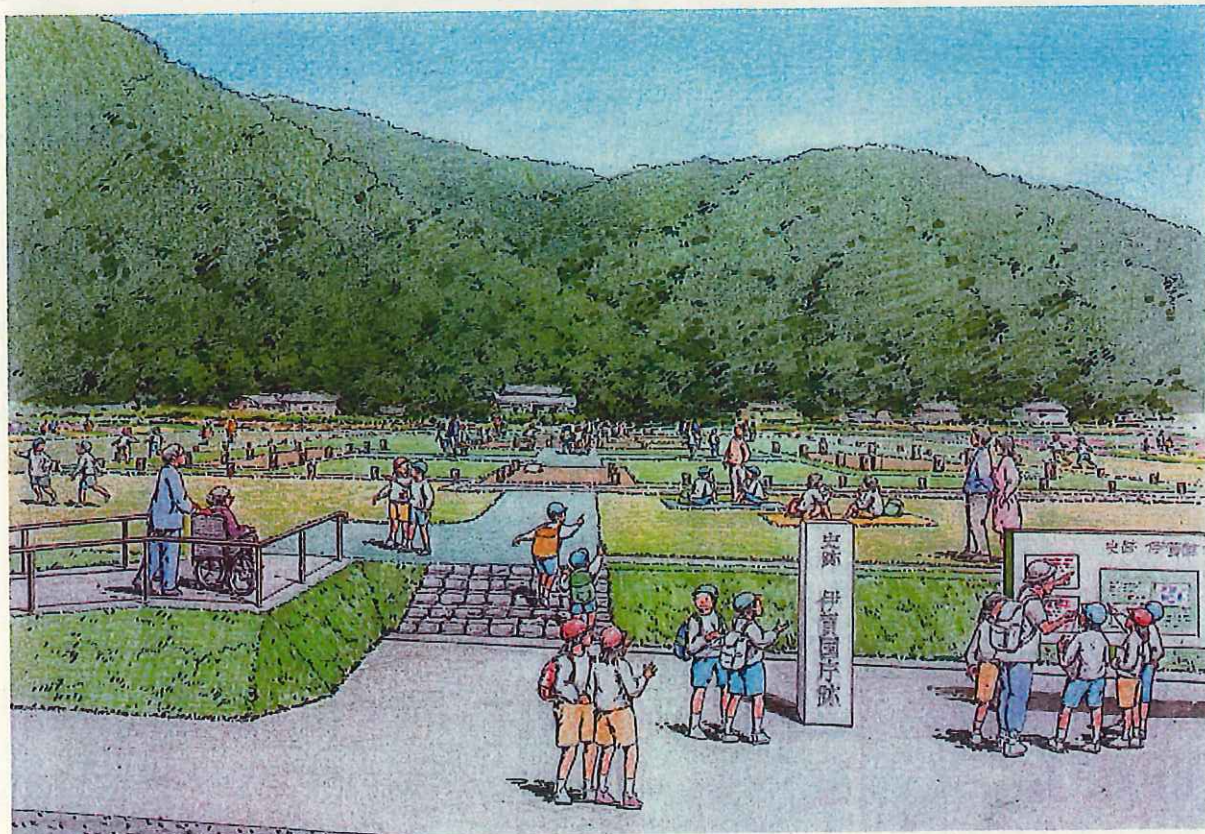
令和2(2020)年9月から現地での整備工事に着手しています。まず、整備区域の耕土を除去し、東側の区画に仮置きするとともに、3区画の水田の段差をなくして遺構表示ゾーンとしての造成を進めます。また、造成面の排水を良好にするため、西側に排水溝を設置しました。



▲ 耕土除去の様子



▲ 整備区域西端の排水溝



▲ 整備後の利活用の様子 (イメージイラスト)

～史跡伊賀国庁跡周辺の遺跡紹介～

## 国史跡 御墓山古墳（伊賀市佐那具町）

史跡伊賀国庁跡から東約 1.5km に国史跡御墓山古墳があります。柘植川左岸、南宮山から北東方向に延びる丘陵の先端部に築かれた前方後円墳であり、丘陵側を馬蹄形に掘り、自然地形の高まりを利用しつつ、盛土をして墳丘を築いたと考えられ、丘陵の先端部に前方部、丘陵側に後円部が所在しています。



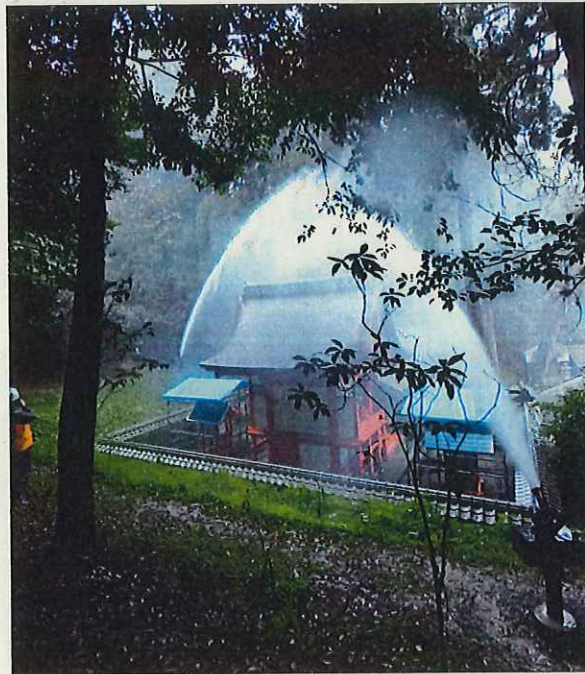
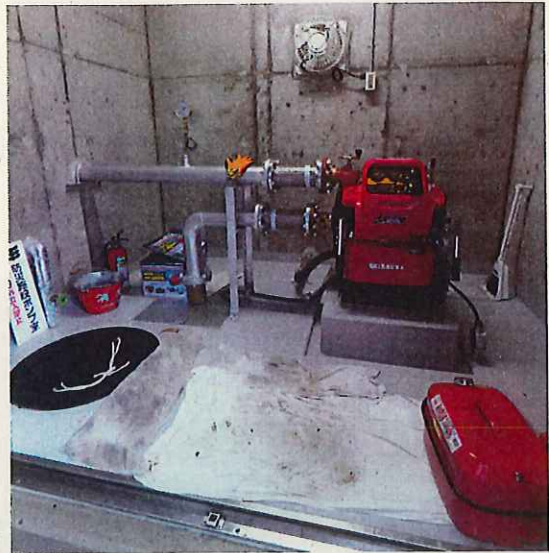
▲御墓山古墳 空中写真（南から）

墳丘は2段の段築ですが、前方部の北から西にかけては墳裾より下にも葺石を伴う段築があることから3段築成のように見えます。墳丘の北西部には作り出しと考えられる平坦面があります。また、後円部の墳裾の外側にも葺石を伴う平坦面が見られ、その外縁に周溝が巡っています。墳丘の全長は188mを測り、東海地域で最も大きな前方後円墳です。



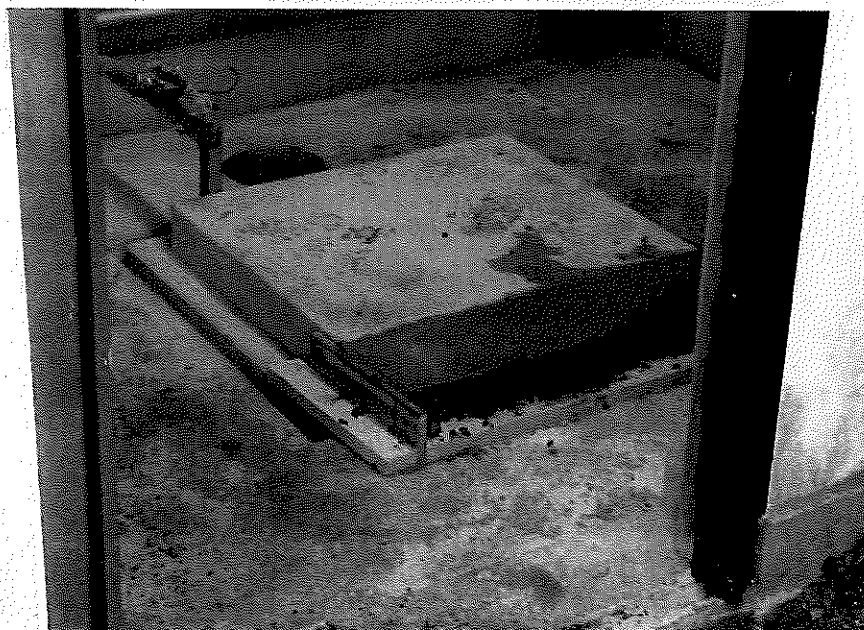
▲御墓山古墳測量図

御墓山古墳では発掘調査は実施されていませんが、踏査により表探された遺物として円筒・蓋形・家形などの埴輪片があり、赤色顔料が残存しているものも見られます。御墓山古墳は、墳丘の形状や表探遺物などから5世紀前半の築造が想定されており、その大きさから伊賀北部に巨大な力を持っていた首長の墳墓と考えられています。



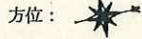
重文 高倉神社本殿ほか2棟 防災施設整備（建造物）（防災施設等）事業（国補助）

- ・令和2年度：消火ポンプ撤去・更新、自火報設備調査・更新、パンザマスト撤去・新設
- ・令和3年度：ポール式自動首振放水銃設置、易操作性消火栓設置、炎検知器機設置、配管等





縮尺 1 : 500

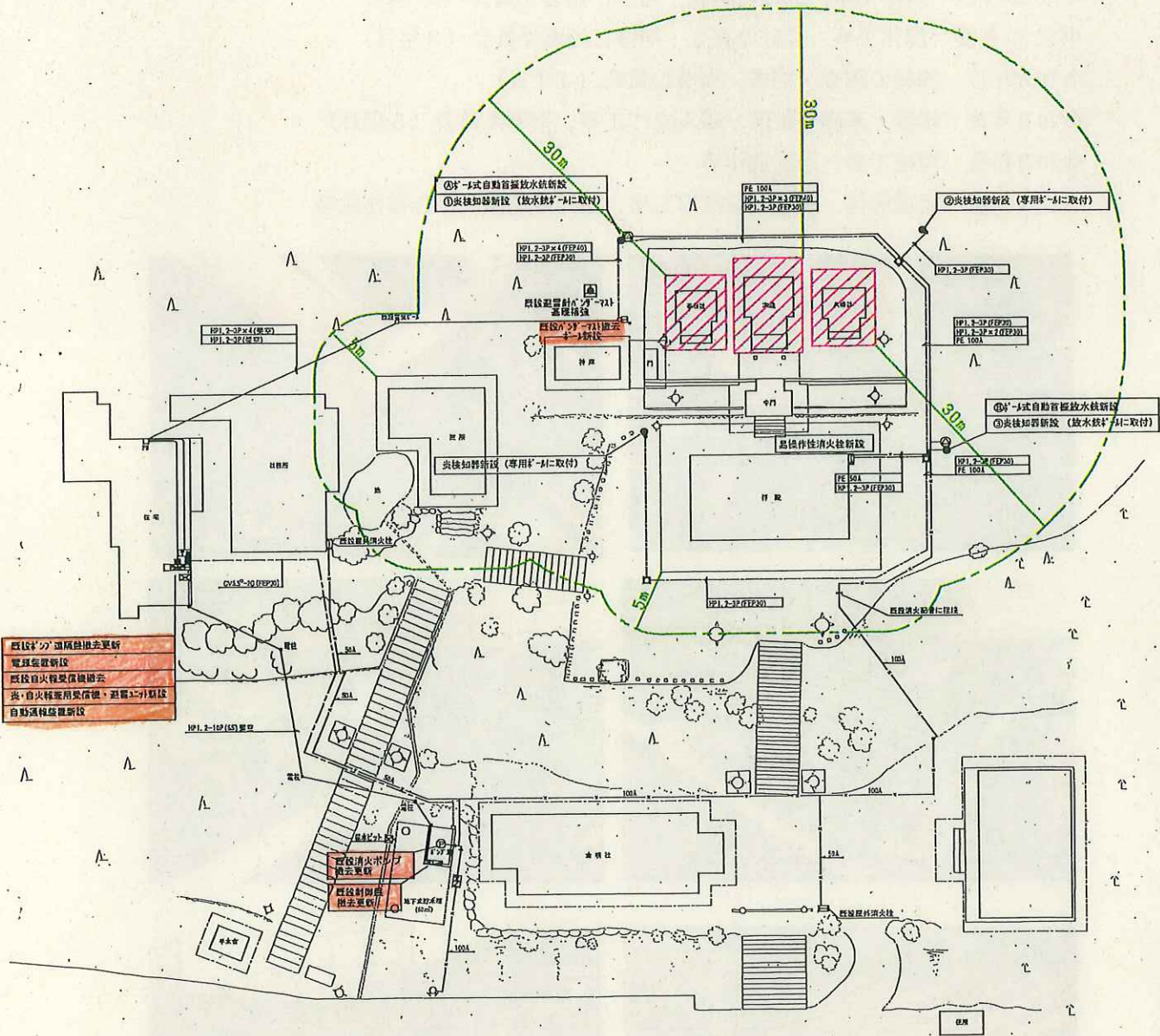


国指定文化財

県指定文化財

市指定文化財

防火区域を示す

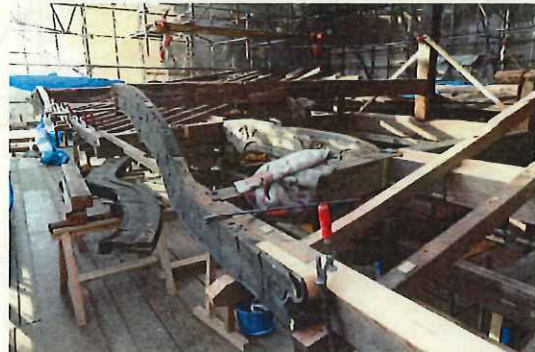


- 既設消火栓付換去更新
- 電線架設新設
- 既設自動火報受信機撤去
- 消火栓兼用受水槽、避難2-F新設
- 自動滅音装置新設

年度： 令和2年度 名称： 重文 高倉神社本殿ほか2棟 防災施設整備(建造物)(防災施設等)事業

県指定 春日神社拝殿保存修理事業（県補助）

- 平成 28 年度 解体設計、絵馬運搬及び事前準備、指導委員会（1年目）
- 平成 29 年度 解体工事、部材の調査・補修、指導委員会（2年目）
- 平成 30 年度 解体工事、部材の調査・補修、指導委員会（3年目）
- 令和元年度 部材の調査・補修、指導委員会（4年目）
- 令和 2 年度 地盤・基礎等整備、組み立て工事、指導委員会（5年目）
- 令和 3 年度 屋根工事、内部造作等
- 令和 4 年度 足場解体、周辺施設復旧工事、絵馬等運搬、報告書作成等



# かすか

令和2(2020)年11月11日  
春日神社

三重県指定有形文化財(建造物)春日神社拝殿保存修理事業だより 第5号

## 1. 春日神社拝殿保存修理事業の今

平成29(2017)～令和元(2019)年度にかけて、拝殿を解体するとともに、建築部材の調査と補修を実施しました。令和2(2020)年11月から柱や桁・梁を組む作業に取りかかっています。建物の基礎である礎石と柱の間には「盤木」という部材を置きます。まずは、礎石と盤木を合わせる面を整えるため、「ひかりつけ」という作業を行いました。



盤木の「ひかりつけ」



「ひかりつけ」完了の盤木



柱の仮組み立て

## 2. 春日神社拝殿保存修理事業の契機と経過

春日神社拝殿は、江戸時代以来、地域の人々により修理が行われ、守られてきました。ところが、大規模な修理が行われたと考えられる江戸時代から経年劣化により柱の傾斜や部材の腐食が目立つようになり、地震や台風等による倒壊の危険性が高くなってきました。そのため、拝殿を解体し、組み直す保存修理事業を実施することになりました。

平成28(2016)年度から保存修理事業に着手し、平成29(2017)年度から平成30(2018)年度にかけて拝殿の解体工事を実施しました。また、解体工事と平行し、建築部材の調査と補修を行ってきました。修理事業を進めるにあたっては、専門家から指導・助言(指導委員会)を受けながら実施しています。

平成28(2016)年度	設計と絵馬運搬及び事前準備、指導委員会
平成29(2017)年度	解体工事と部材の調査・補修、指導委員会
平成30(2018)年度	解体工事と部材の調査・補修、指導委員会
令和元(2019)年度	部材の調査・補修、指導委員会
令和2(2020)年度	地盤・基礎整備、建て方、指導委員会

### 3. 春日神社拝殿の保存修理の方針

平成 25 (2013) 年度以降、神社や地域、専門家、県や市が事業化に向けた協議を継続し、学習会を開いて拝殿が有する文化財的価値を再確認しました。

こうした協議を経て拝殿の保存修理の方針を決めました。

- ・この建物は、室町期に建立され、江戸・明治期に修理・改変が加えられており、各時代の要素が混在した建物である。それは、それぞれの時代の人々が後世に残そうと努力してきた証であり、その結果として県内で部分的ではあるが一番古い建物となった。
- ・保存修理に際しては、特定の時期の状態に戻す修理にはしないこと。
- ・屋根は、現在の形のままとし、現状に合わせて銅板葺とするが、かつての状態であった檜皮葺にできるようにしておく。

この方針を踏まえ、保存修理は原則として解体した後、現状に復旧することとし、部材はその新旧を問わず健全な部材・部分は再使用します。拝殿の建つ地盤や石積みについては、崩れたり、削られたりして窪んだところは盛土し、石積み据え直しや補足・補正を行うなどの整備を行うことになりました。また、耐震のための構造補強は事業を進めながら検討することになりました。

### 4. 解体工事の経過

解体工事は、拝殿前の石橋上に仮設通路を架けることから始まりました。続いて、拝殿全体を素屋根で覆った後、建物周囲の縁や壁板を外し、屋根の棟瓦や銅板、野地板を外し、その後、野垂木、母屋、小屋組、化粧軒、小屋梁、化粧梁、桁、床組、柱軸組の順に建物の上から下へと解体を進めました。保存修理では部材を再使用するため、部材ごとに番付し、保管場所で部材の時期や損傷の度合いなどを調査しました。

#### 【平成 29 (2017) 年度】



1. 仮設通路設置完了



2. 素屋根設置作業



3. 素屋根設置完了



4. 縁の番付



5. 縁の解体作業



6. 壁板の解体と仮補強



7. 軒付の型取り



8. 棟瓦の解体状況



9. 銅板の解体作業

【平成 30 (2018) 年度】



1. <sup>のじいた</sup>野地板解体後



2. <sup>のたるき</sup>野垂木解体後



3. <sup>もや</sup>母屋解体作業



4. <sup>のすみぎ</sup>野隅木解体作業



5. <sup>こやぐみ</sup>小屋組解体後



6. <sup>はねぎ</sup>桔木解体作業



7. 桔木解体後



8. <sup>のきまわ</sup>軒廻り解体作業



9. <sup>けた</sup>桁解体作業



10. <sup>こうりょう</sup>虹梁解体作業



11. 軒廻り・壁解体後



12. <sup>かしらぬき</sup>桁・虹梁・頭貫解体後



13. 桁・頭貫解体作業



14. 柱・頭貫解体作業



15. 解体作業完了

## 5. 部材調査

番付され解体された部材を種類ごとに分類し、保管するとともに1本ずつ観察し、加工の痕跡や釘の位置などを調査・記録しました。

柱は全部で27本あり、昭和期の柱のみヒノキ材で、他はすべてマツ材でした。柱は解体前の想定より経年劣化や虫害による腐食が進行していました。損傷の少ない柱は、部分的に新しい材料を補い、修理することが可能と判断できましたが、腐食が柱の中心部まで及んでいるもの、補修によって柱の強度が足りなくなる恐れがあるものについては、全体を新しい材に交換すると判断せざるを得ないものもありました。

桁や梁のうち、軒桁の昭和期の部材のみヒノキ材で、他はすべてマツ材でした。桁や梁といった建物上部を構成する部材は、柱と比べて室町期のものが多く残されており、損傷も少ないことが分かりました。

各部材の年代

時代	室町	江戸	昭和
柱	4	22	1
のきげた 軒桁	8	1	1
こうりょう 虹梁	4	2	0
つなぎばり 繫梁	6	1	0



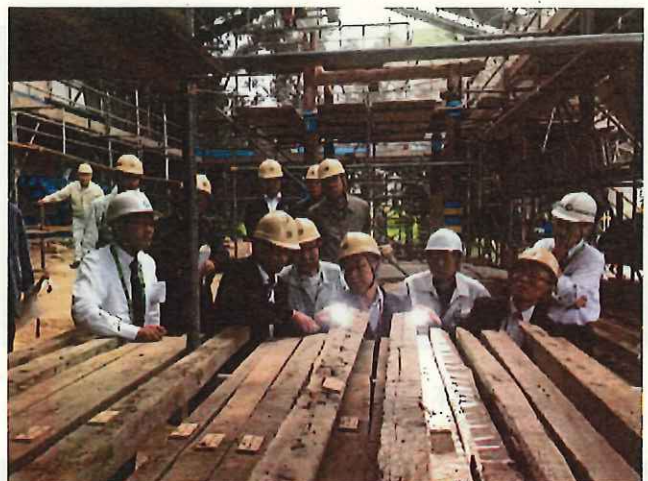
解体材の調査（平成29（2017）年度）



柱の調査（平成30（2018）年度）



指導委員会（平成30（2018）年度）



指導委員会（令和元（2019）年度）

## 6. 保存修理事業のこれから

令和2（2020）年11月から令和3（2021）年3月にかけて組み立てを実施します。令和4年（2022）度完了を目指し、引き続き工事を進めていきますが、春日神社と壬生野地域の歴史・文化を総合的にとらえるため、拝殿そのものの構造や部材を調査・記録するとともに春日神社に伝わる棟札や古文書の調査、地域で行われている「講」や「座」といった民俗調査などを実施し、修理事業の報告書を作成する予定です。

令和2（2020）年度 拝殿建て方

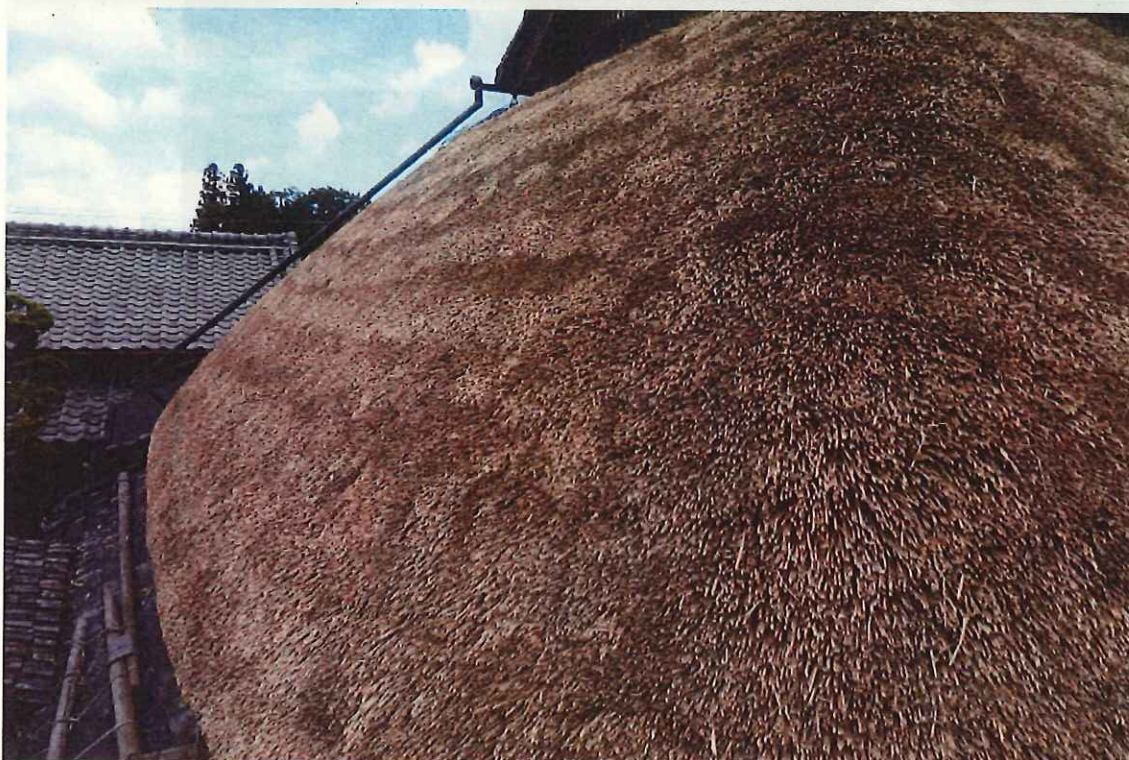
令和3（2021）年度 屋根下地、内部の造作、屋根銅板葺き、軒瓦葺き、建具・配管等工事

令和4（2022）年度 浜縁、外構、器具取り付け等工事、絵馬搬入、報告書作成

今後も春日神社拝殿保存修理事業にご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



差し茅工事





## 伊賀市文化財調査票書式 (民俗文化財)

よ み が な	伊賀のカンジョウナワ行事
文 化 財 名 称	いがのかんじょうなわぎょうじ
種 別	衣食住 生産・生業 交通・運搬等 交易 社会生活 信仰 民俗知識 民俗芸能等 人の一生 <b>年中行事</b>
所 在 地	長田、菖蒲池、東谷、柘植町、中柘植、石川、西湯舟、中友田、槇山、
所有者 (団体) 名	平尾区長、菖蒲池・古山界外区長、東谷区長、岡鼻区長、中柘植区長、石川穴石神社総代長、西湯舟区長、歛縄講、槇山区長
所有者 (団体) 住所	長田、菖蒲池、東谷、柘植町、中柘植、石川、西湯舟、中友田、槇山
管理者 (団体) 名	
管理者 (団体) 住所	
寸法、重量及び材質 その他の特徴	縄及び飾り物は稲藁で、地域により餅米、酒米など異なる。 縄の全長は各区で異なるが、7m～80m程。
製作の年代又は時代 を示す奥書、銘文等	中友田の歛縄講には、明治14年の古文書類等が当屋持ち回りで引き継がれている。
製作の沿革又は由来	起源は、近世以前に遡るとされており、中世の絵巻物や宗教的な説話にも大注連縄に呪符を吊るす習俗が描かれている。
維持及び保存の方法	行事の継承により維持していくが、行事の休止や変容は致し方ない。
その他参考となる事項	ほとんどの地区で川に掛ける。 辰巳 (南東)、丑寅 (北東) などの方角を忌避する。 滋賀県や奈良県 (木津川沿いの地域) との近親性がある。 ほとんどの地区で飾り物を製作する。(ナベツカミ、ナベシキ、サカダル、トックリ、タイ、ウマ、タコ、タワラ、サンダワラ、ゾウリ、タマなど) 長田・菖蒲池・中柘植・石川では、製作した縄を掛ける場所まで担いで運ぶ。

	<p>菖蒲池・東谷では、祈祷札を吊る。</p> <p>石川では、囃子歌で囃しながら縄を製作する。</p>
調 査 者 (年月日)	<p>伊賀市文化財保護審議会委員 福田良彦 (令和2年1月5日・11日・15日、2月8日) 伊賀市教育委員会文化財課 笠井賢治 (令和2年1月11日) 福島伸孝 (令和2年1月5日・12日) 眞名井孝政 (令和2年1月12日) 其道和也 (令和元年12月22日、令和2年1月5日・11日・12日・13日・15日、2月7日・8日・18日)</p>
文 化 財 指 定	令和3年2月下旬

伊賀のカンショウナワ行事



長田



葛蒲池



東谷



柘植町



中柘植



石川



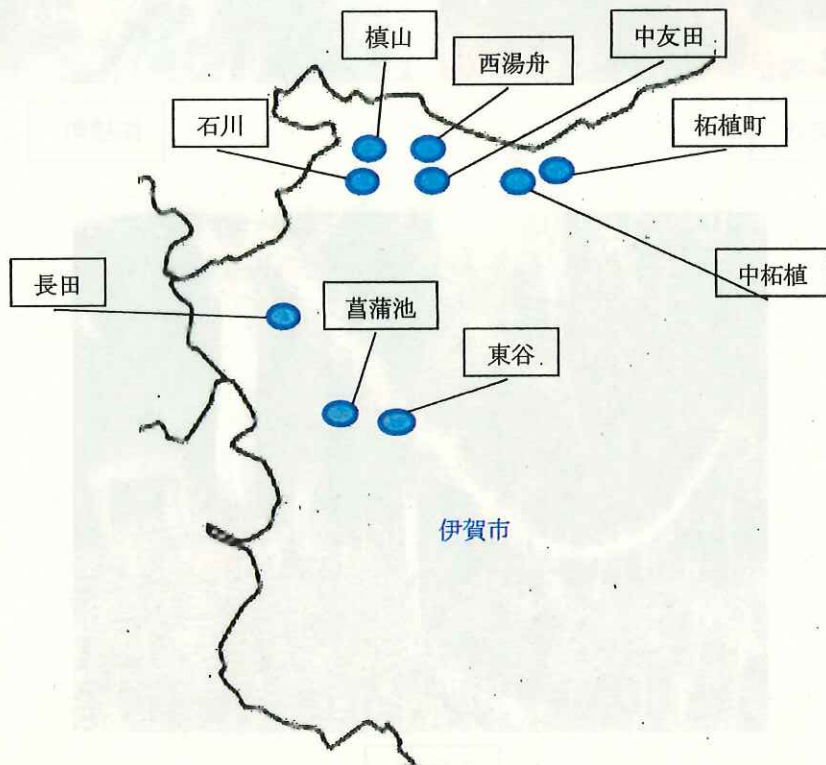
西湯舟



中友田



槇山



名称：伊賀のカンジョウナワ行事

種別：無形民俗文化財

指定日：令和3年2月 日

所在の場所：長田、菖蒲池、東谷、柘植町、中柘植、石川、西湯舟、中友田、槇山

所有者：平尾区長、菖蒲池・古山界外区長、東谷区長、岡鼻区長、中柘植区長、石川穴石神社総代長、西湯舟区長、歛縄講、槇山区長

所有者の住所：長田、菖蒲池、東谷、柘植町、中柘植、石川、西湯舟、中友田、槇山

伊賀のカンジョウナワ行事は、禍を及ぼす流行病や災害等が入ってこないように、村境に大注連縄を掛ける年頭の行事で、近畿地方に濃密に分布しています。近畿地方のカンジョウナワ行事は、滋賀県や奈良県を中心に、341ヶ所に伝承があり、大注連縄に、呪符や藁飾り、~~男女~~象徴物、小縄などを吊るしますが、地域によって特徴がみられます。 <sup>人形</sup>

伊賀市内では10地区でカンジョウナワ行事が行われており、今回はそのうち9地区が指定になり、伊賀市北部に分布が集中しています。特に柘植川流域には、岡鼻、中柘植、槇山、石川、西湯舟、中友田と6地区の伝承があり、過半数を占めています。

伊賀地域のカンジョウナワ行事で最も特徴的なことは、大注連縄に大きな藁飾りを吊るすことで、9地区で行われています。藁飾りの形態は様々ですが、生活用具であるナベツカミが8地区、ナベシキが6地区と多くの地区で吊るされており、お神酒を想定させるサカダルやヒョウタンを藁飾りとして作る地区も多いです。一方、岡鼻のサンダワラ、中柘植のタワラは五穀豊穡、菖蒲池のタコや長田のウマは呪術的な意味合いを感じさせる藁飾りです。

カンジョウナワを掛ける場所は、東谷を除いては、すべて道と川を跨いで掛けており、道よりも川を意識して掛ける地区が多いです。また、カンジョウナワを掛ける方角に関しては、岡鼻、中柘植、槇山、石川、中友田、西湯舟では「辰巳（南東）」、長田では「丑寅（北東）」、菖蒲池では「北」と特定の方向に流れる川を忌避するために掛けています。

カンジョウナワを掛ける理由は、各地区とも「外から災疫が入ってくることを防ぐ」とし、槇山、石川、西湯舟では「村の福が流れないようにする」としています。また、菖蒲池、東谷、岡鼻、中柘植では「豊作祈願」、槇山や石川では「子孫繁栄」の意味があるといわれています。

生活用具や農業に関わる藁飾りは、豊作祈願や生活の安定を祈願する呪術的な要素を持っており、岡鼻では縄が遅くまで掛かっているのは良くない、菖蒲池

では春三月のうちに切れると不作といわれています。菖蒲池や東谷では大注連縄に祈禱札を吊るしますが、祈禱札には「五穀豊穰」「風雨順時」等、豊作を祈る文言が墨書されています。

カンジョウナワ行事の起源は、地名や歴史的な研究から近世以前に遡るとされており、中世の絵巻物や宗教的な説話にも大注連縄に呪符を吊るす習俗が描かれています。呪符を大注連縄に吊るすのは、伊賀市の2地区以外は、ほぼ滋賀県や福井県に限られており、地理的に離れた伊賀地域の分布は非常に興味深く、宗教的な意味合いを感じさせます。

ところで、伊賀地域では当たり前のようにカンジョウナワに吊るされている藁飾りは、近畿地方全体からみると伊賀市の他は、木津川沿いの京都府と奈良県の県境付近の数地区に限定されています。伊賀地域とこれらの地域は近世までは木津川の水運で密接に結ばれており、物資の交流が民俗の広がりとなつていたことを示しています。

また、特定の方角に流れる川を忌避する風習が、木津川沿いに奈良県北部から京都府相楽郡、伊賀地域にかけて、共通の伝承として分布していることも、木津川を介した伝承の広がりと考えられます。

このように、伊賀地域のカンジョウナワ行事は、近畿地方に広くみられるカンジョウナワ行事の中でも、形態や風習の面で地域的な特徴が顕著であり、民俗的、宗教的な面でも、特徴的な伝承がみられることから、学術的に貴重な価値を有しています。

#### 1. 長田 実施期日：1月12日（令和2年）

地元ではシメナワハリと呼んでおり、長田の7小場のうち、地理的に最も近い平尾区が行事を担っています。

藁飾りはタイ、ナベトリ、ホウキ、サカダル、ウマ、ナベシキ、ヒョウタンを作り、大注連縄を吊るします。出来上がると、射手神社の神職に修祓してもらい、集落西端の旧大和街道沿いの通称山前坂（さんまいさか）と、丑寅の方角（北東）に流れる木津川支流の平野川の上に掛け渡します。

伝承によると、カンジョウナワは谷間が丑寅の方向に向いているところに掛け、病気や悪魔の侵入を防ぐものだといわれています。飾りは、「ホウキは悪を拂い、ナベトリは幸福をつかみ、ヒョウタンは浮世、輪・タル・タイは渡りたい」を意味しています。ウマは百姓にとって大切なものでした。なお、一説には、寛文（1661～72）（もしくは寛永（1624～45））の大地震の後に、花園庵住職の考案で、鬼門除け、悪魔除けのためにカンジョウナワ行事を始めたといわれています。

## 2. 菖蒲池 実施期日：2月7日（令和2年）

地元では願淨縄（がんじょうなわ）と呼んでいます。菖蒲池全体の行事ですが、4つの小場のうち、カンジョウナワに最も近い穩辺出小場が行事の全てを担っています。

大注連縄には、タコ、ナベシキ、サカダル、ヒョウタン、ソウリ、タイ一対、ナベツカミを模した藁飾りのほか、縄の中央に「天下泰平・区内安穩・五穀豊穰・除災招福」「五芒星（ごぼうせい）・急々如律令・九字（くじ）」（「急」は口偏に「急」）を表裏に墨書した祈禱札を吊るします。

大注連縄は、集落の北はずれにあるトコナメ池（現在は埋め立てられています）まで運び、注連縄に藁飾り等を吊るして、カンジョウナワを張り渡します。その後、道路両脇に「奉修区内安全祈攸」「九字」を表裏に墨書した祈禱札と御幣を各6本ずつ、計12本立て、最後に全員でカンジョウナワに向かって拝礼します。

祈禱札は、元は東谷の観音寺（真言宗）、現在は菖蒲池の光明寺（天台宗）の住職に書いてもらい、祈禱してもらっていますが、行事の当日は住職の関与はありません。

伝承によると、カンジョウナワは、北へ流れる川から悪霊が入ってくるのを防ぐもので、飾りは縄に勧請した神への供物で、酒樽、ひょうたんは入ってこようとする悪霊に飲ませて退散させようとするものといえます。また、注連縄が大きいほど豊作で、春三月に切れると不作であるといわれています。

## 3. 東谷 実施期日：2月8日（令和2年）

地元では加持縄吊り、カンジョウナワツリと呼ばれ、集落の北はずれにある観音寺境内の大木から谷に向けてカンジョウナワを張り渡します。縄の中央には「区内安全・五穀成就・風雨順時・悪霊退散・諸願成就・息災延命・東谷区」・「九字」を墨書した祈禱札を吊り、その左右に御幣と榊の葉枝をつけた細縄を2本ずつ垂らします。

縄が張り渡されると、観音寺住職から祈禱を受けます。最後に、寺の前の道路脇1ヶ所と集落の出入口7ヶ所に「奉修秘法区内安全祈攸」「九字・東谷区」を墨書した小さな御札と御幣を1本ずつ立てに行きます。祈禱札は事前に観音寺の住職が書いて祈禱しています。伝承によると、カンジョウナワは、道に張るのではなく、北風が集落に病気を運んでくるのを防ぐために、北風が集落に吹き込む入り口に張るのだといわれています。北の低い所や北へ水が流れる所では悪神のたたりがあるといわれています。

## 4. 柘植町 実施期日：1月5日（令和2年）

岡鼻区で行われており、地元ではカンジョサンと呼んでおり、集落西端の小林

との境、柘植川支流の山の田川が辰巳の方角（南東）に流れるところに大注連縄を張り渡し、藁で作ったトックリ、ナベツカミ、ナベシキを吊るします。

伝承では、昔、疫病が流行り、死人が多く出たため、浄めとして、疫病が村に入ってこないよう注連縄を張り、神様を勧請し、飾り物はその供物といいます。このほか、村に悪魔・悪疫等、よろずの災難が入ってくるのを防ぐものとか、張らないと「シンショ（財産のこと）が流され、悪病がはやる」などともいってとられています。

#### 5. 中柘植 実施期日：1月12日（令和2年）

地元ではカンジョサンノシメナワ、オシメサンと呼んでいます。持ち寄った藁で「ワラ玉（ヒノタマ）、輪（ナベシキ）、タワラ、ナベツカミ、サカダルを作り、大注連縄を緬いあげた後、集落西端まで運びます。辰巳の方角に流れる川はゲンが悪いといい、柘植川支流の倉部川が辰巳の方角（南東）に流れる深い谷の上に張り渡します。張り終わったら、柿の木の横に祀られている石造の「カンジョウサン」を拝みます。「カンジョウサン」は農業の神であるといいます。

伝承によると、藁飾りの依にたくさん出ているヒゲは、良米の他にアカ（くず米）がたくさんとれるようにとの願いがあります。アカがたくさん取れる年は良米もたくさんとれるからといいます。ナベシキやナベツカミ、サカダルは、このような道具を毎日使えるようにとの願いをこめています。また、「縄の下を大蛇が通ると縄が切れる」ともいわれています。

#### 6. 石川 実施期日：1月12日（令和2年）

地元ではカンジョウ祭と呼んでおり、穴石神社氏子青年会が行事を担っています。村の全戸から注連縄状に緬った藁縄が神社に奉納され、若者が、神社で大注連縄を緬っていきます。緬い終わると、勧請縄釣祭囃子歌で囃しながら大注連縄を伸ばし、最後に青年一人を中に入れて、ぐるぐる巻きの輪にします。輪の中に入った青年には大息子（おおむすこ）が生まれるという信仰があるほか、子宝に恵まれない女姓が大注連縄を跨ぐと子宝に恵まれるともいわれています。

神前で、宮司にお祓いしてもらった後、地区の南端まで運び、河合川が辰巳の方角（南東）へ流れている川の上に大注連縄を張り渡します。かつては川に隣接する道路の上にも跨いでかけ渡し、張り終わるまでは、上流に行く車は通しますが、下流に行く車は止めて通さなかったといいます。

大注連縄の中央には御幣を挿した大息子と呼ぶ藁玉を吊り下げ、中央から10メートル程離れた両側に小息子（こむすこ）と呼ぶ藁玉を吊り下げます。また、御足と呼ぶ、先端にナベツカミ状の藁飾りを括り付けた細縄を3本垂れ下げます。かつては、御足は、足の悪い人がいる家が治療祈願のために緬って、大注連



縄に挿し込むもので、数も不定だったといえます。伝承によると、辰巳の方角に流れる川をカンジョウで止めると福が流れないのだといえます。

#### 7. 西湯舟 実施期日：1月13日（令和2年）

地元では、カンジョサン、オシメ等と呼んでいます。大正初年頃までは、西湯舟の神職吉田家において、泉ヶ平のネンニョが手伝って注連縄を張っていましたが、神職没後はネンニョの家で作っていました。第二次世界大戦後に4小場の氏子総代と区長、区長代理が集議所に集まって行うようになったといえます。なお、泉ヶ平だけで行っていた頃も、その費用の補助が大字西湯舟から渡されており、地区全体の行事として位置づけられていました。

カンジョウナワには、キンタマと呼ぶ藁の玉を3ヶ所つけ、中央の玉には御幣を立てます。地区西側の南端、鞆田川が辰巳の方角（南東）に流れる所に張り渡し、生玉神社宮司（鞆田神社宮司が兼務）の修祓を受けます。

伝承によると、川が辰巳の方向へ流れるので、福を流さないよう注連縄を張り、村に悪魔・悪疫等、よろずの災難が入ってくるのを防ぎとめるといいます。また、「オシメを張れば、大した大水も出んとうまくいく」という伝承も伝わっています。

#### 8. 中友田 実施期日：1月12日（令和2年）

地元では歓縄さんと呼ばれ、鞆田川に面する西出、雄子堂（おこど）の小場の住民有志が明治十三年に結成した歓縄講が行っています。

カンジョウナワは、中西、西出、雄子堂集落の北側を流れる鞆田川が、辰巳の方角（南東）に流れる場所に張り渡し、藁で作ったツト、輪（ナベシキ）、ナベツカミを吊り下げます。鞆田神社宮司（かつては真言宗法光院の僧侶）が、お祓いした後、御幣を立てて川に張ります。この際、前年度の当番は、近くにある山の神の祠に注連縄を張り、お神酒をあげます。

伝承によると、昔、疫病が流行し、村に悪魔、悪疫、病気など等の悪霊が川下から上がってくると考え、注連縄を張って防いだのだといえます。

なお、現在も当屋持ち回りで、明治十四年の「辰巳川流祀連名定簿」等の古文書類等が保存されており、古文書には明治十三年一月十三日に、祭神を「瀬織津姫命、賽神」とし、「辰巳ノ流川ヲ奉祀スル」ために、行事を始めたことなどが記されています。

#### 9. 槇山 実施期日：2月18日（令和2年）

地元ではカンジョサンと呼んでおり、地域別に18に分けられた「組」が回り持ちで担っています。

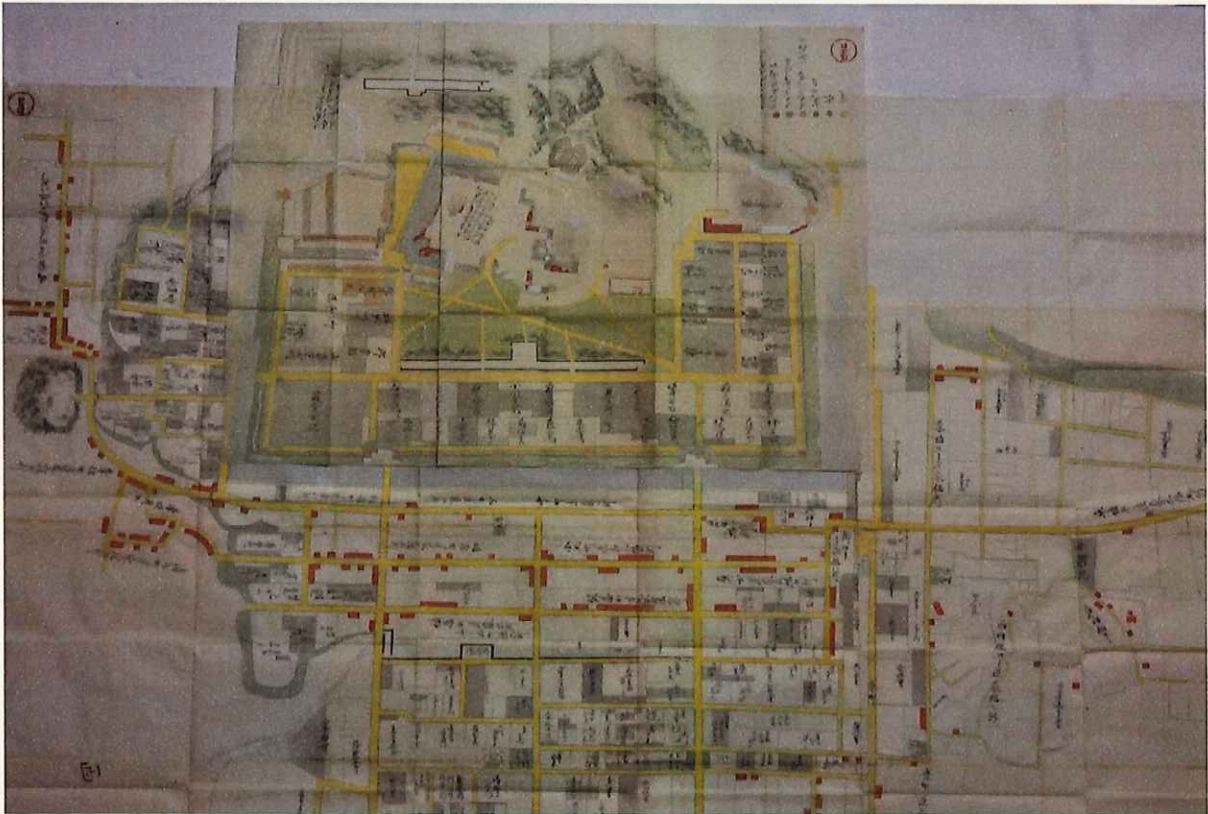
藁でナベツカミとゾウリを作り、神主のお祓いを受けた後に、村境の河合川の上に掛けます。大注連縄の中央には御幣を立て、先端にはナベツカミとゾウリをそれぞれ括り付けた長い細縄を川まで垂れ下げます。この場所は、川が辰巳の方角（南東）に流れており、脇には県道が通ります。かつては県道上にまで大注連縄を掛けていたといえます。

伝承によると、カンジョウナワは、村に悪魔・悪疫等、よろずの災難が入ってくるのを防ぎとめるものであり、五穀豊穡の祈願でもありました。また、川にナベツカミやゾウリを漂わせるのは村から流れ出る福德を止めるためだといえます。また、大注連縄を輪にした際に、輪の中に入ると大きな男子が授かるという信仰があります。

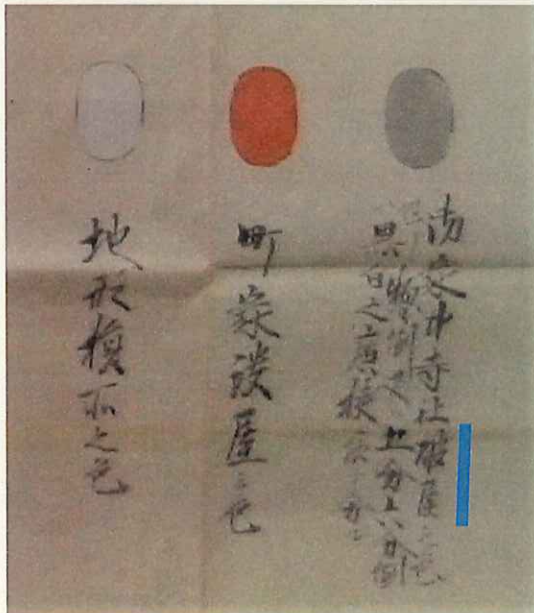
とも

（伊賀市文化財保護審議会委員福田良彦氏の調査報告を編集し加筆）

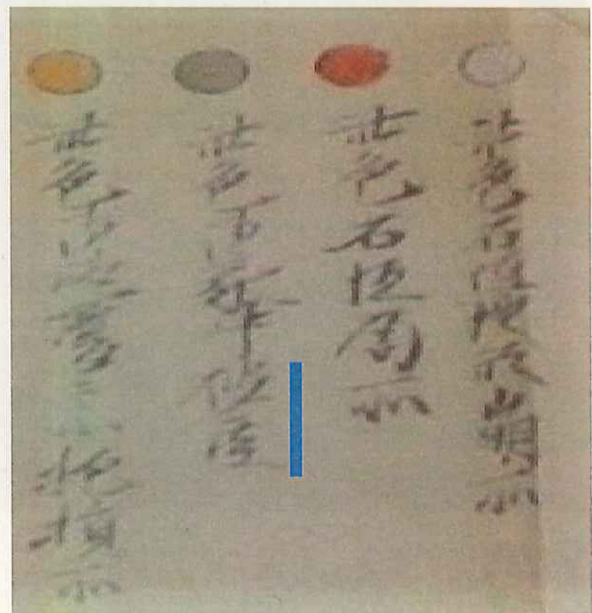
●伊州上野御城下破崖損所絵図（市指定・歴史資料）について



全体図（2枚1組）



凡例（城下町部分 絵図）



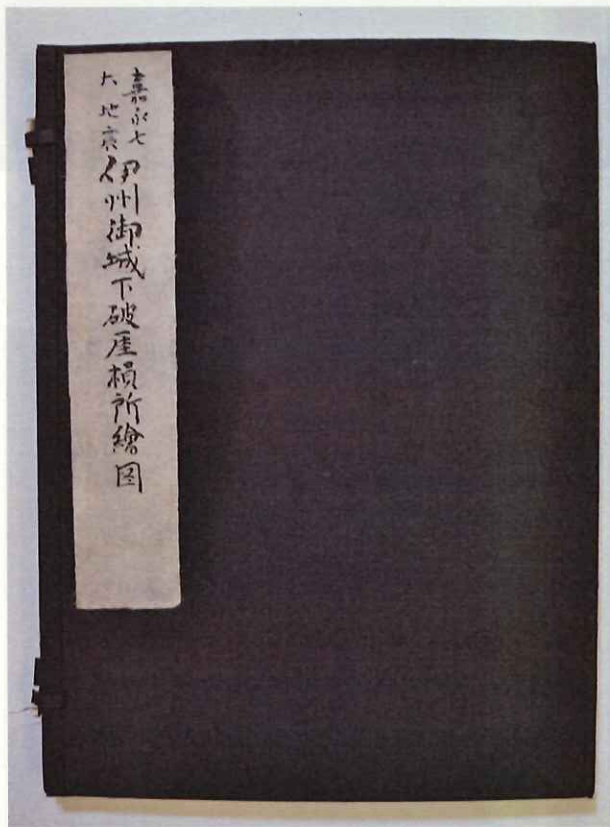
凡例（城郭部分 絵図）



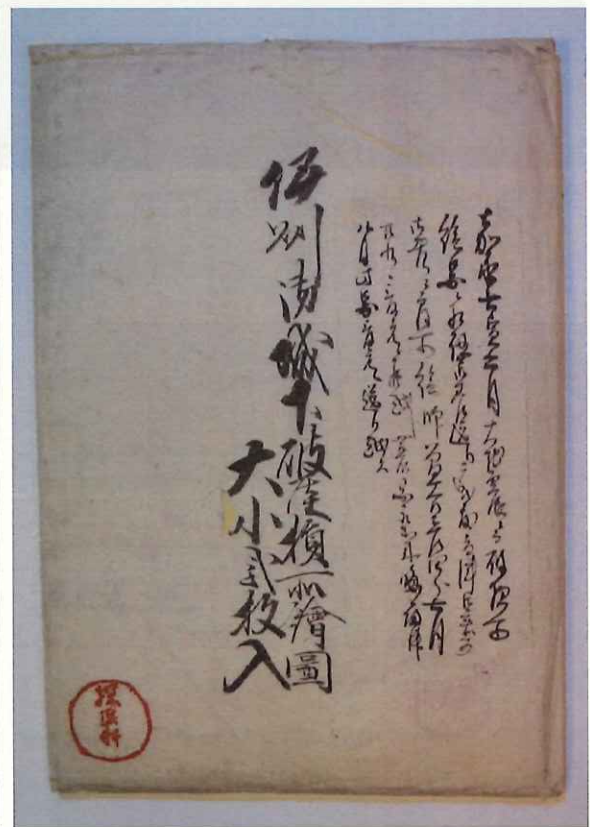
灰色 用途例 (城下町部分 絵図)



灰色 用途例 (城郭部分 絵図)



秩 (題箋)



袋 (貼紙)

2021（令和3）年1月22日

教育委員会定例会資料

## 『伊賀市文化財保存活用地域計画』の作成について

教育委員会文化財課

### 【1. 計画策定の背景と目的】

（1）文化財保護法の改正 平成31年4月施行

①過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題。

②文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会全体で継承に取り組む必要がある。

③文化財の計画的な保存・活用の促進や、文化財保護行政の推進力の強化を図る。

・都道府県 文化財保存活用大綱を策定。

（文化財の保存・活用の総合的施策 令和2年7月、県大綱策定）

・市町村 文化財保存活用地域計画を作成。

（大綱を勘案した文化財の保存・活用の総合的計画）

（2）計画の概要

①趣旨 各市町村が目指す目標や、取り組みの具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン。

②記載事項

・歴史文化の概要と特徴

・文化財の保存・活用に関する基本的な方針

・文化財の保存・活用を図るために市町村が講じる措置の内容

・文化財の保存・活用の推進体制

### 【2. 計画の内容】

※『伊賀市文化財保存活用地域計画』目次（案）

### 【3. 計画策定のスケジュール】

※『伊賀市文化財保存活用地域計画』作成事業スケジュール（案）

### 【4. 計画作成の体制】

① 地域計画作成庁内検討会議 庁内関係各課との連絡調整

② 地域計画協議会（第183条の9） 素案検討・地域課題の聴取など

③ 文化財保護審議会（第183条の3の3項）協議会検討内容について随時意見聴取

※伊賀市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱（案）

※伊賀市文化財保存活用地域計画作成庁内検討会議設置要綱（案）

## 【5. 地域計画作成による効果】

## (1) 文化財登録原簿への登録の提案

地域計画の計画期間内に限り、当該市町村内に所在する未指定文化財のうち、登録文化財制度を活用して、所有者等の創意による様々な活用を促進する。

## (2) 認定市町村による事務処理の特例

都道府県や政令市などで処理されている事務について、希望に応じて認定市町村でも実施できる。

重要文化財：①現状変更許可・取消、現状変更等の停止命令 ②所有者以外の者による公開の許可 ③管理等について報告を求める、調査させる

## (3) 文化財の活用を推進する新たな補助金の活用

## ◎平成31年度補助事業

・文化財保存活用地域計画等を活用した観光拠点づくり事業

## ◎令和2年度補助事業 地域計画作成市町村が対象 情報発信

・観光拠点整備事業（地域文化財総合活用推進事業）

（周遊サイン・VR等・活用整備事業（古民家等を活用した観光拠点施設・宿泊施設の整備 地域計画作成市町村対象補助事業）

・観光拠点整備事業（文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業）

（登録文化財の修理事業 地域計画作成市町村は5%嵩上）

## ◎地方創生推進交付金における文化財を活用した事業が可能

## 【6. 地域計画作成にかかる経費】

## 積算経費

年度	費目内訳等	予算額（概算）
令和3年度	委員報酬・旅費・アンケート調査委託費等	1,309,000円
令和4年度	委員報酬・旅費等	220,000円
令和5年度	旅費・印刷製本費	521,000円
合計		2,050,000円

## 資料2

### 【2. 計画の内容】

#### 『伊賀市文化財保存活用地域計画』目次（案）

##### 序章

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画期間

##### 第1章 伊賀市の概要

1. 自然的・地理的環境
2. 社会的状況
3. 歴史的背景

##### 第2章 伊賀市の文化財の概要と特徴

1. 文化財の概要
2. 文化財の特徴

##### 第3章 伊賀市の歴史文化の特徴

##### 第4章 文化財の保存・活用に関する方針

1. 既存の文化財調査の概要
2. 文化財の保存・活用に関する課題
3. 地域計画の位置づけ
4. 文化財の保存・活用に関する方針
5. 計画の進捗管理と自己評価の方法
6. 関連文化財群の関する事項（任意）

##### 第5章 文化財の保存・活用に関する措置

1. 文化財の保存・活用に関する措置
2. 関連文化財群の保存・活用に関する措置（任意）

##### 第6章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 市町村の体制

##### 【別添資料】

- （表●）既存調査一覧
- （表●）調査の進捗状況

『伊賀市歴史的風致維持  
向上計画』、旧自治体  
史・各種報告書を整理し  
て事務局で作成

事務局案を作成し協議会

資料 3  
【3. 計画策定のスケジュール】

『伊賀市文化財保存活用地域計画』作成事業スケジュール (案)  
【事業計画】

